補助金公募要項

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

補助金ご利用の手引き
補助金公募要項

Version5(2020.8.26)

本書の内容は予告なく変更される事があります

Visual Industry Promotion Organization
特定非営利活動法人 映像産業振興機構

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければいけないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載してあります。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

02		はじめに
03		用語集
04		実施期間
05	制度説明	対象分野
06	制度説明	申請者
07	制度説明	対象事業
12	制度説明	補助率・補助上限額
13	制度説明	申請可能件数
15	制度説明	補助対象経費
23	制度説明	交付額事後調整
24	手続関連	事業の流れ
26	手続関連	応募資格・事業者登録
31	手続関連	申請
45	手続関連	審査
46	手続関連	採択・交付決定
48	手続関連	事業変更
51	手続関連	実績報告
53	手続関連	確定検査
62	手続関連	注意事項

この補助金の目的

この補助金は、令和２年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を活用し、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

国内外の新型コロナウイルス感染拡大により日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成１３年法律第１４８号）第８条から第１１条に定める文化芸術分野をいう。）の国内における公演及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業者に対して、補助金を交付することにより、日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、「日本ブーム創出」を通じた「関連産業の海外展開の拡大」及び「訪日外国人等の促進」につなげることを目的としています。

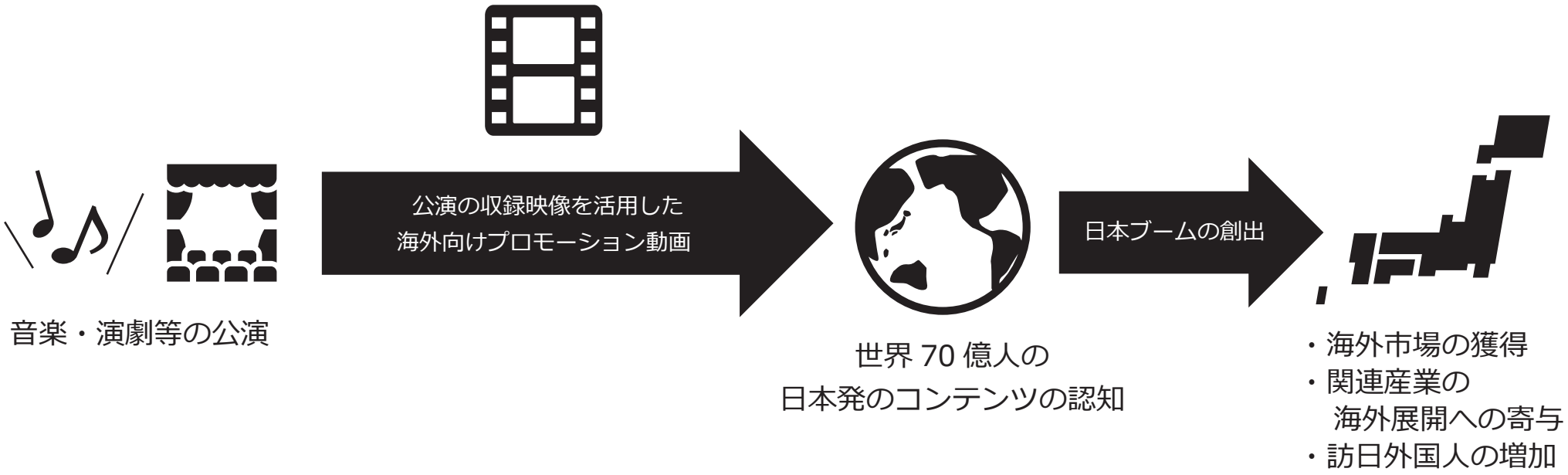

本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和２年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を事業者に間接的に補助するものです。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」といい、本書においては、「事業者」と呼びます。

事務局

経済産業省より「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

外部審査委員会

事務局から独立した組織として、４名以上 10 名未満の有識者により構成されている審査委員会です。応募された事業について、採択等審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。したがって応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。

! 対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。

補助率

本補助金では「対象経費の２分の１」を補助します。

応募

本補助金を利用したい申請者が必要書類を整えて提出することをいいます。WEB 上で応募ができる申請システムではエントリーとも呼びます。原則、隔週金曜日に締切ります。

採択・不採択

申請された事業は、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また、採択にあたり条件が付されることもあります。隔週金曜日に締切り、締切りから２週間後の金曜日までに審査結果を通知します。

交付申請・交付決定

採択された事業者に対し、事務局が交付決定通知書を発行します。同通知書の日付が交付決定日となります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、配信開始日から 90 日以内とします。

! 事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といいます。

計画変更

事情により事業計画に変更が生じる場合は、速やかに事務局担当者に報告してください。必要な手続案内します。

! 事務局に連絡しないまま事業内容が変更されると、補助金を交付できなくなるおそれがあります。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し、採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。事業で発生した成果物や、請求書・支払証明等の証憑類は、この時にチェックします。検査の結果に基づき、補助金の支払額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長 20 日、最短 10 日で お支払いします。
(毎月 10 日 ,20 日 ,30 日に締め切り、それぞれ 20 日 ,30 日 , 翌 10 日に振込みます)

この補助金事業の実施期間

この補助金事業の実施期間は、2020年5月27日より2021年3月31日までとなっています。
補助金の応募期限、事業完了期限、補助金の支払い期限は、それぞれ下記のとおり設定されていますのでご注意ください。

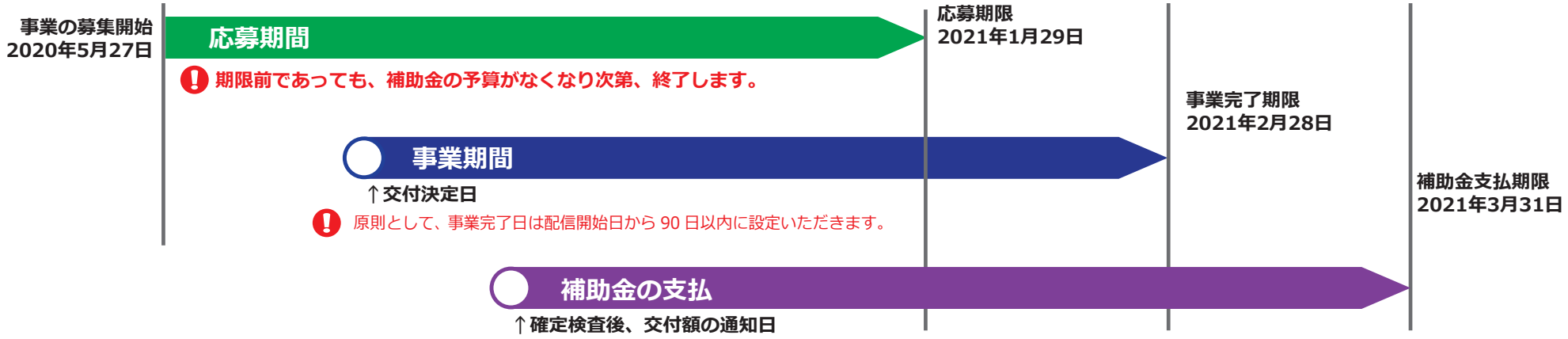

コンテンツ全般（文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第８条から第 11 条に定める文化芸術分野）のうち、公演を実施する分野を対象としています。

音楽	ポップス／ロック　歌謡曲／演歌　アニメ　ジャズ　クラシック
演劇	演劇　ミュージカル　舞踊
伝統芸能	歌舞伎　雅楽　能楽　文楽　組踊
芸能	落語　漫才　講談　漫談　浪曲　歌唱

06　申請者

国内で今後、日本発のコンテンツ（音楽、演劇等のほか、伝統芸能を含む芸能）の公演の主催者となる法人

※1　新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により 2020 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までに予定していた国内外の日本発のコンテンツの公演を延期・中止した主催者に限ります

※2　日本発のコンテンツとは、以下の (1) または (2) に該当するものをいいます
(1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ
（例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作詞・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行っている）
(2) 日本国民がその実演に主体的に関与しているコンテンツ
（例えば、主役、演出家または舞台監督が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民）
ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるわけではなく、公演の広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」該当性が判断されます。

※3　申請者は以下が該当します。
⑴日本の法令に基づき 設立された法人　※非営利法人を含む
⑵地方自治法で定められた地方公共団体

※4　主催者とは、チケット券面上の主催者ではなく、主要な費用を負担し当該公演のリスクを負っている法人をいいます。
なお、共同出資（製作委員会を含む）の場合には、本補助金の申請者となる主催者について、出資者全員の合意が必要です。

・延期・中止した公演の主催者と異なる者であっても、主催者と実質的に同視できる以下の者も申請できます。
- 主催者の子会社・関連会社（または親会社）
- 個人が当該主催者であった場合における、当該個人が代表を務める法人

日本発のコンテンツの海外展開の促進というこの補助金事業の目的に沿った、**国内で今後、日本発のコンテンツの公演を実施し（①）、その収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信する（②）事業**

※交付決定日以降に実施する事業が対象です。
※法令または公序良俗に反する事業は対象になりません。
※新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針・要請等および業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に反しない事業に限ります。

①「国内で今後、日本発のコンテンツの公演を実施」について

●有料の通常公演のほか、以下の公演も対象になります。

✓　リアルタイムフル配信による無観客の公演（遠隔の複数スタジオをオンラインで同時接続するリアルタイム公演も含む）

✓　鑑賞料（入場料や視聴料）が無料の公演

※　延期・中止した公演と必ずしも同一内容である必要はありません

●例えば、以下の公演は対象外です。

✓　商業施設等への集客を目的とする公演

✓　企業・団体の社員・職員の福利厚生を目的とする公演　等

※新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、ステージ上での感染予防の観点から、2020 年 8 月 26 日以降に開催される公演につき、以下のとおり、無観客公演の「リアルタイムフル配信」の要件を緩和します。

●無観客公演の場合でも、実演時間（例えば、音楽公演であれば演奏・歌唱時間）の過半数が生配信映像を使用する場合には、配信の一部に収録映像を使用する場合においても対象事業として認めます。

●この場合、リアルタイムフル配信の案件同様、交付額事後調整の対象外とします。

●採択通知後に収録した、当該採択案件のための映像素材の制作費用も対象経費とします。ただし、他の対象経費同様、審査委員会において費用の合理性の判断がなされます。

●採択通知前に収録した映像素材も、上記の範囲内で使用することはできますが、その費用は補助対象外経費となります。

②「収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信」について

●本数

✓１申請につき１本以上制作・配信することが原則です。ただし、海外展開のための効果的なプロモーションを実施する観点から、以下の場合はこの限りではありません。

（１）同一演目の公演を同じ会場で複数回実施した場合：

・特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、各申請について動画を制作・配信したとみなします。

（２）同一演目の公演を複数の会場で実施した場合：

・複数の会場の公演の収録映像を組み合わせた動画または特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、各申請について動画を制作・配信したとみなします。

✓制作・配信する動画の本数に上限はありません。

●時間

✓動画の長さは最低５分以上（上限なし）とします。なお、その他に動画を制作・配信する場合には、その長短は問いません。

✓動画は、過半数の時間を公演の収録映像が占める必要があります。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります（収録映像が一切使われていない動画は認められません）。

●掲載情報

✓**公演名・日時・場所の情報およびロゴマーク**（P.10 参照）を**動画内に掲載**する必要があります。なお、同一演目の公演を複数回実施した場合には、各回の日時・場所をすべて掲載する必要があります。

✓出演者のプロフィール、あらすじなどの掲載も可能です。なお、コンテンツの分野によってはコンテンツの内容を伝える字幕の掲載も推奨されます。

✓**動画内に掲載するすべての情報**は、**展開先の国・地域の公用語**（ワールドワイドの場合は英語のみでも可）で表記する必要があります。ただし、海外展開のためのプロモーションの観点から有効である場合には、日本語の併記も可能です。

✓動画内における各情報の掲載方法（秒数、サイズ、位置等）は問いません。

●配信方法・期間

✓動画は、展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体（会員登録が必要な場合も含む）で配信する必要があります。

✓動画の配信期間は、配信日から１年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります（一切配信しないことは認められません）。

10　対象事業

成果物となる動画には、下記の要領でロゴマークの掲出をお願いします。
ロゴマークのデータのパッケージと利用マニュアルは交付決定後に案内されるダウンロードサイトより
ダウンロードしてください。

ロゴマーク概要

補助金を受けて制作・配信する動画の最後に本ロゴマークを「止め画」として掲出ください。ただし、掲載媒体・配信媒体のルール等により、困難な場合は、可能な限り後ろの位置に掲出してください。

この部分はコンテンツのジャンルにより
事務局が指定する選択肢の中で選択が可能です

掲出ルール

掲出位置

原則として動画の最後に掲出してください。

A：基本形　　B：配信終了時にエンドロールまたぎの広告等がある場合　　C：配信終了時に配信会社等の規定の止め画がある場合

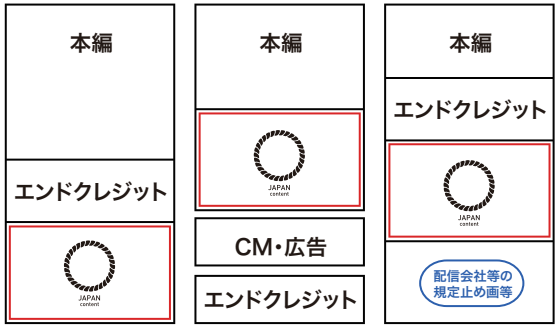

掲出時間（赤枠部分）　推奨3秒 最短1秒

掲出画角とアイソレーションについて

画面の上下左右にロゴの円部分のおおよそ1/4の幅の余白をとってください。

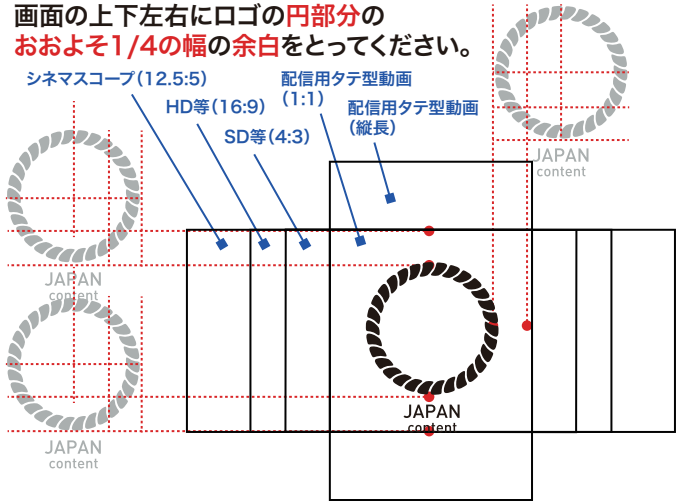

カラーバリエーション

3パターンのいずれかとします

基本形（白地に黒）

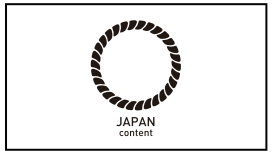

着彩形（白地に赤）

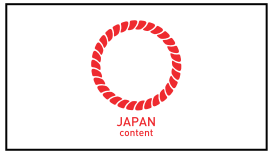

反転形（黒地に白）

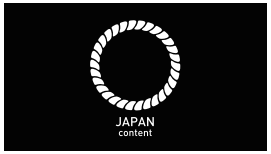

●共通

Japan Content

●Japan Content ではなく個別の分野の名称を表記する場合は、下記のいずれかを使用してください。

JAPAN music　JAPAN pop　JAPAN rock　JAPAN enka　JAPAN anison　JAPAN jazz　JAPAN classical music

JAPAN theatre　JAPAN musical　JAPAN dance

JAPAN kabuki　JAPAN gagaku　JAPAN noh　JAPAN bunraku　JAPAN kumiodori

JAPAN rakugo　JAPAN manzai　JAPAN kodan　JAPAN mandan　JAPAN rokyoku　JAPAN kasho

※すべて専用のフォントを用意していますので、交付決定後に案内されるダウンロードサイトより
ダウンロードしてください。

<例>

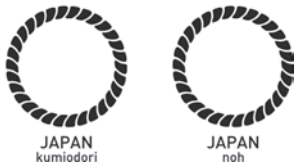

12　補助率・補助上限額

1．補助率

この事業の補助率は、**対象経費の２分の１**です。

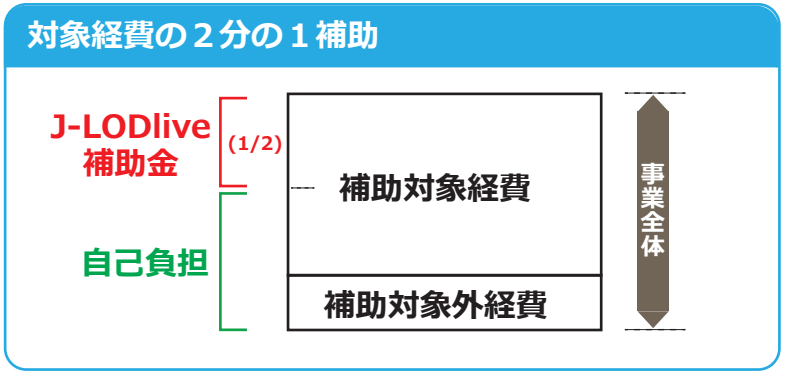

2．補助上限額

補助金上限額は、１件あたり 5,000 万円です。

※下限はなく、少額の案件についても対象となります

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までに予定していた国内外の公演を延期・中止した公演 1 件に対して、1 件の申請が可能となります。

例：主催者として 2020 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までに延期・中止した公演が 10 件の場合、
10 件まで申請が可能

※1　自己と実質的に同視できる以下の者が延期・中止した公演の件数に対して同件数の申請が可能です。
（1）申請者の子会社等（または親会社）
（2）申請者の海外現地法人
（3）申請者の代表を務める個人

※2　会場の公称座席数（キャパシティ）が 3,000 人未満の公演の延期･中止に対して、会場の公称座席数（キャパシティ）が 3,000 人以上の公演の申請は認められません。

		申請する公演	
		3,000 人以上	3,000 人未満
延期・中止した公演	3,000 人以上	○	○
	3,000 人未満	×	○

14　申請可能件数

交付決定後に申請に係る公演が延期・中止となった場合

（１）当該申請に係る延期・中止した公演１件に対して、再度１件の申請が可能です。

（２）新たに延期・中止した公演１件に対して、申請可能件数が１件生じます。

※ただし、新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針・要請等により中止・延期を余儀なくされた場合に限ります。

①「国内で今後、日本発のコンテンツの公演を実施」する事業の補助対象となる経費

公演の実施に関する費用

＜出演関係費＞
- ✓ 出演料

＜制作関係費＞
- ✓ 演出関係費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 舞台制作費
- ✓ 舞台スタッフ費
- ✓ 運搬費
- ✓ 交通費・宿泊費
- ✓ 保険料（当該公演に係るものに限る）
- ✓ 公演広告・宣伝費（媒体費・制作費いずれも対象、ただし公演実施費用の１０％が上限）

＜運営関係費＞
- ✓ 運営スタッフ費
- ✓ チケット販売関係費（払戻し手数料を含む）
- ✓ 光熱水料
- ✓ ライブ配信費
- ✓ 感染予防対策費
  （新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査費を含む）
- ✓ 映像収録費

＜会場関係費＞
- ✓ 会場施設使用料
- ✓ 付帯設備費
- ✓ 施設維持費（自社所有の場合の会場のみ）
- ✓ 減価償却・固定資産税相当費用（自社所有の場合の会場のみ）

補助対象外経費

- ✓ 楽曲・脚本等の企画・制作費
- ✓ 社内人件費
- ✓ 物販・飲食関係費
- ✓ 交際・接待費
- ✓ 消費税

等

②「収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信」する事業の補助対象となる経費

動画の制作・配信に関する費用

＜映像制作配信費＞
- ✓ 映像制作費
- ✓ 映像編集費
- ✓ 翻訳費
- ✓ 字幕・吹替費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 配信費
- ✓ 広告・宣伝費（動画制作・配信費用の 20%が上限）

補助対象外経費

- ✓ 出演料
- ✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM 出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）
- ✓ 社内人件費
- ✓ 消費税

等

その他、補助金の申請・報告に関する以下の専門家費用は、補助対象となります

申請・報告に関する費用

✓ 書面作成代行費（行政書士等）
✓ 経理書面確認費（税理士、公認会計士）

補助の対象となる経費の考え方は以下の通りです。

- 交付決定日以降に発注し、事業完了日までに支払った経費が補助対象経費となります。
- 真にやむを得ない事情により交付決定日より前に発注した以下の経費は補助対象経費として認められる場合があります。
  （１）2020 年２月１日から交付決定日までに発注し、または発注を予定している経費（会場費、権利使用料を除く）
  （２）会場費、権利使用料
- 事業のために申請者自身が支出した経費のみが対象です。

交付決定日と事業完了日は、交付決定通知書に記載されています。

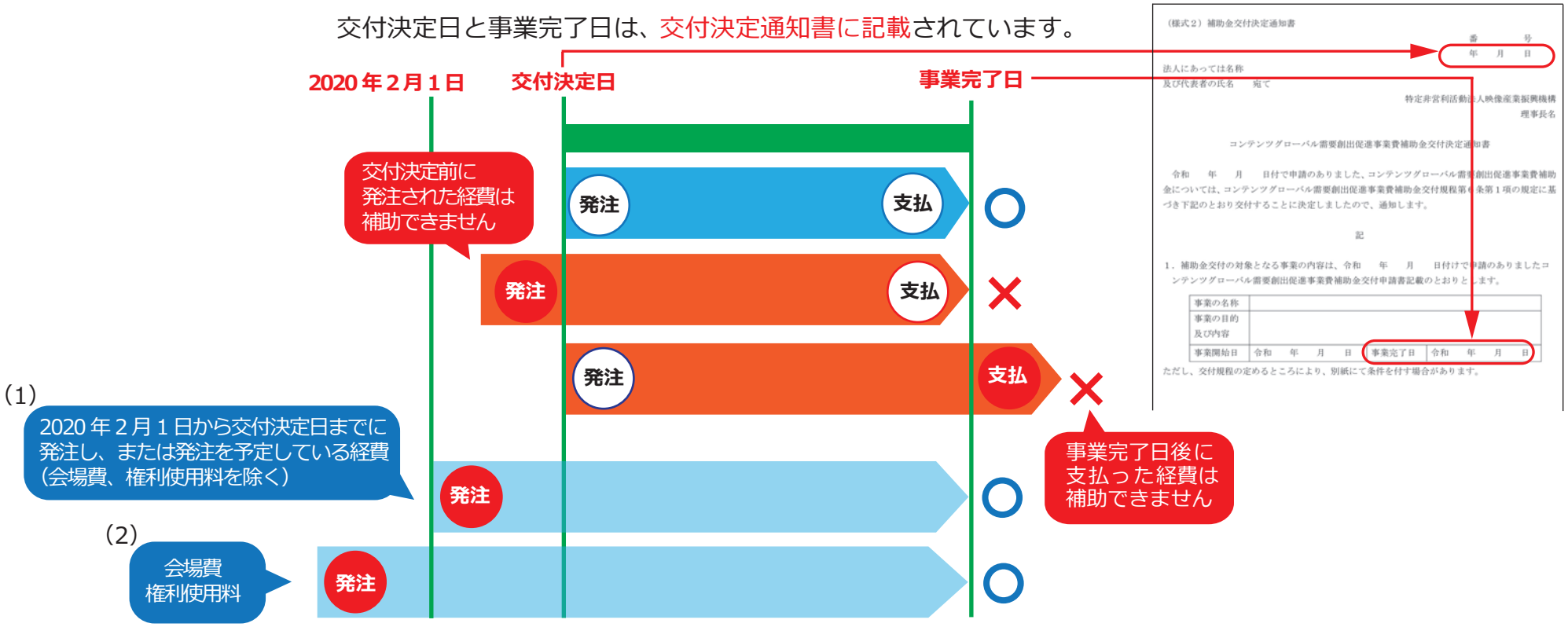

事業者自身が公演会場を所有している場合の、施設維持費等の補助対象経費の算出方法

N 月の公演スケジュール（計 11 公演）

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

N+1 月の公演スケジュール（計 6 公演）

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※ ○の日が公演日とする

左記の場合、以下が補助対象経費となる

年額請求となる費用から補助対象経費を算出
例）減価償却費、固定資産税相当費用等

年間の費用のうち 17 日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。
　補助対象経費 ＝「費用」× 17/365

月額請求となる費用から補助対象経費を算出
例）光熱水費、空調費、（毎日清掃している場合の）月間の清掃費　等

N 月の総費用のうち 11 日分と、N+1 月の総費用のうち 6 日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。
　補助対象経費 ＝「N 月分の費用」× 11/30
　　＋「N+1 月分の費用」× 6/31

100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する必要があります。

公費で行われる補助である以上、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等 （子会社等）	調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書) における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします) をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。
関係会社等	取引価格が、製造原価と販売費および一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類（損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は 0 とします）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。	「製造原価」および「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。

子会社等から調達を実施した場合の補助金の考え方について

（例）子会社に会場施設使用料を支払う場合の利益等排除の例

A=
（親会社）
※間接補助事業者

会場の提供

S=
（A社の100%子会社）

会場施設使用料の支払 2,000

S 社の直近年度の売上総利益率が 20% の場合、
利益等排除の対象となる金額は、
会場施設使用料 2,000 x 20% = 400 となり、
利益等排除後の金額は、
会場施設使用料 2,000 - 利益等排除対象 400=1,600

利益等排除過程

補助対象経費 1,600

※子会社が会場施設使用料 2,000 で会場を他社（第三者）に貸し出していたとしても、当該額が補助対象経費の額とはならない。

22　補助対象経費

同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。

他の補助金・助成金等の利用を受ける場合には、費目や経費を明確に切り分けてください。

（例）この補助金で映像制作費の補助を受けており、別途 ABC 基金からの映像編集費を受ける場合

（例）この補助金で会場施設使用料・運営スタッフ費の補助を受けており、別途 XYZ 助成金から開催費の助成を受ける場合

※クラウドファンディングや民間が拠出する基金事業などは、他の公的な補助金・助成金等には該当しません。

補助金の支払額は、チケット収入（実際に来場する観客のチケットをいい、オンラインでの鑑賞チケットは除く）の総額が事業全体の経費の総額を超えた場合、その差額を補助対象額から減額した額となります。ただし、以下のいずれかに該当する採択案件はこの限りではありません。

①リアルタイムフル配信等を行う案件
②動員人数が１０００人を超えない採択案件（動員人数にはオンラインで鑑賞する観客は含まない）
③採択時に総採択件数の累計が３０件（①･②は含まない）を超えていない申請者の採択案件
※同時に複数案件が採択された場合、公演日時の早い順

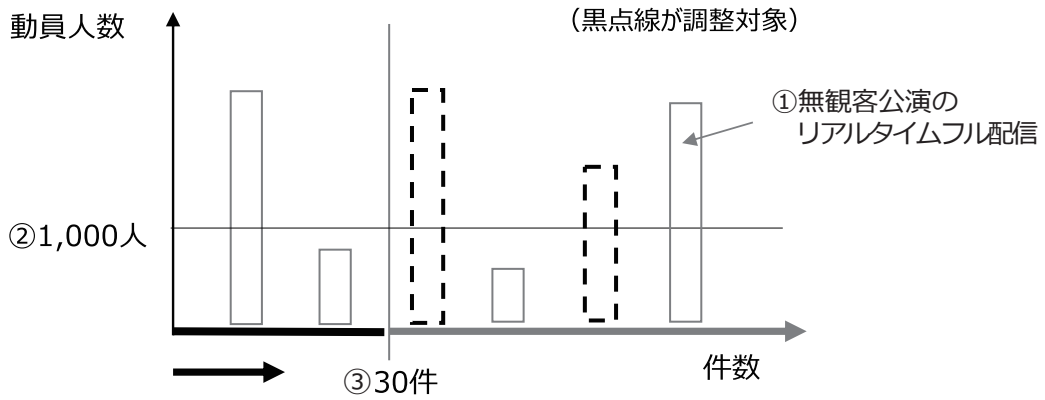

＜例＞
・Ａ社の総採択件数は 50 件。うち、（１）無観客公演のリアルタイムフル配信を行った案件が 5 件、（２）動員人数が 1000 人を超えない案件が 5 件。
→（１）および（２）を除く 40 件について採択が早い方から 30 件を除いた 10 件が、交付額の事後調整の対象。

・Ｂ社の総採択件数は 5 件。
→30 件を超えないため、すべての採択案件が交付額の事後調整の対象外。

24　事業の流れ（応募～採択～事業開始）

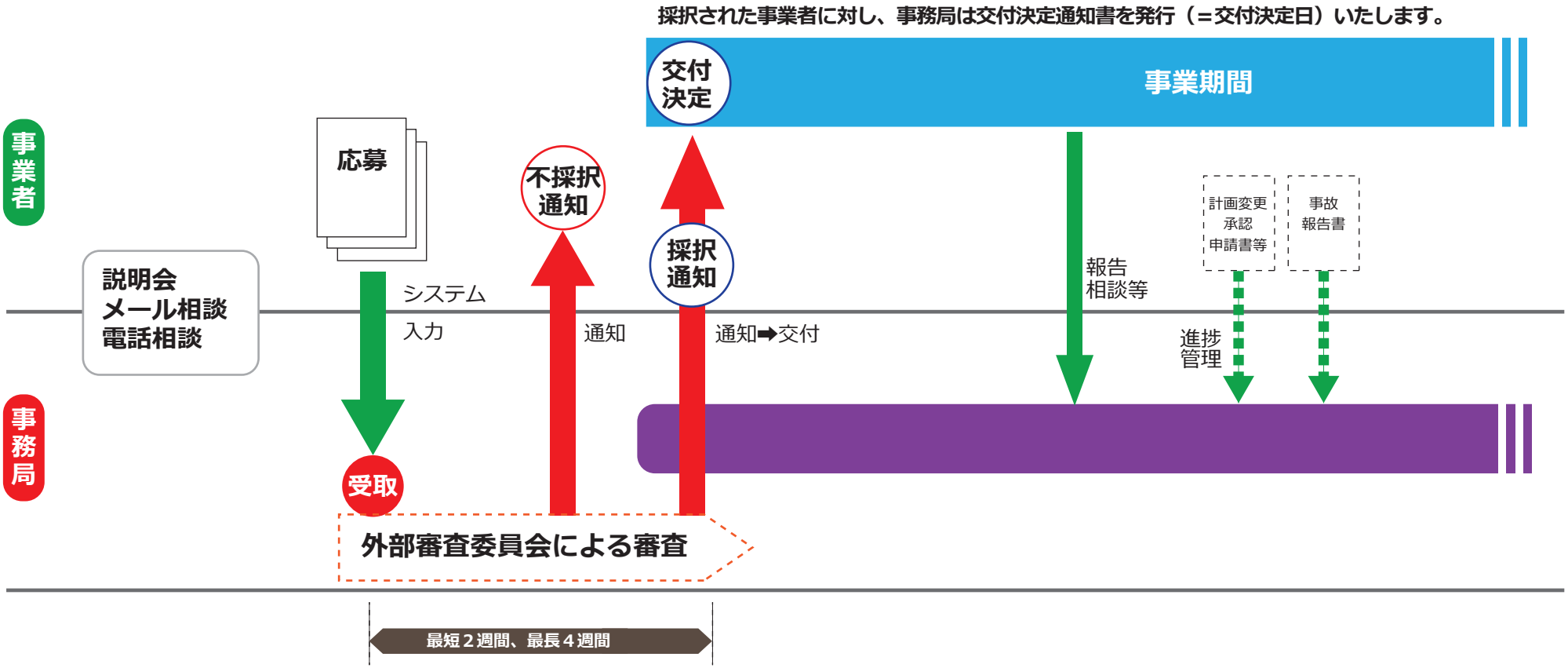

（様式７）実績報告書、（様式８）精算払請求書の提出の際は、代表者印の捺印が必要です。
併せて、（様式１）交付申請書にも代表者印を捺印し、ご提出ください。

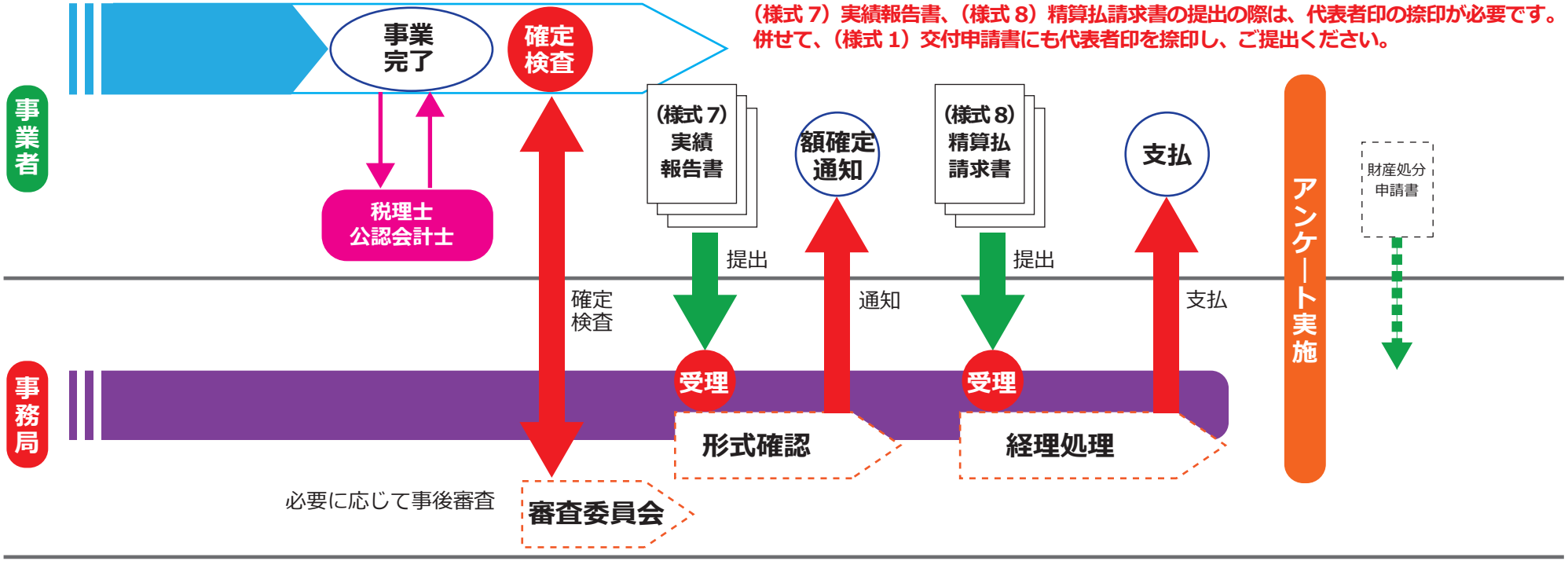

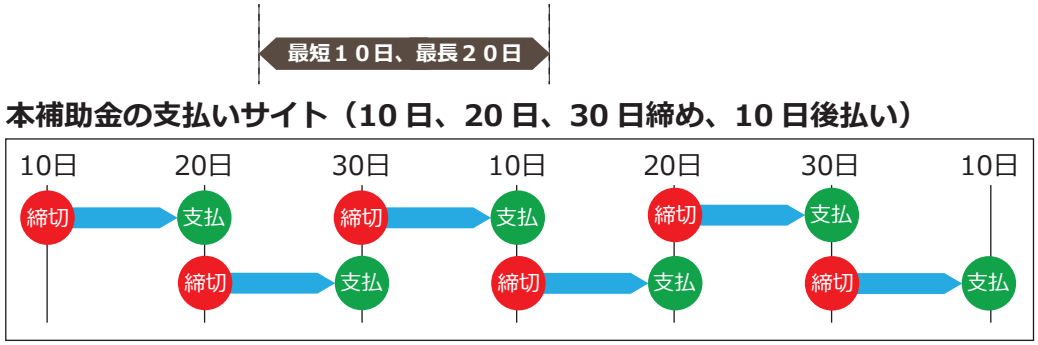

26　応募資格・事業者登録

応募に際しては、J-LODlive補助金システムにて事業者登録を行ってください(初回応募時のみ)。

本システムは下記のPC用ブラウザでご利用いただけます。

- **Google Chrome 最新版**
- **Microsoft Edge 最新版**
- **Mozilla Firefox 最新版**
- **Safari 最新版**

事業者登録書類

①法人証明書

登記簿謄本

3 ヶ月以内に発行された登記簿謄本を提出してください。

※所定の業界団体が発行する団体会員証明書、または団体推薦書で代替できます。
※登記情報提供サービスで取得した情報は本補助金事業において登記簿謄本として認められません。

②暴力団排除に関する誓約事項

暴力団等の排除に関する誓約事項

指定フォームに、代表者の署名捺印の上、pdf にして添付してください。

③過去の公演主催の実績（該当者のみ）

過去実績

様式不問

設立 1 年未満の法人は、登記簿に記載されている代表取締役等の個人としての過去の公演主催実績を提出してください。

まずは事業者登録を行います（初回応募時のみ）。

J-LODlive ウェブサイト（https://j-lodlive.jp）で、
「補助金システムはこちら」をクリックしてください。

「新規登録」をクリックしてください。

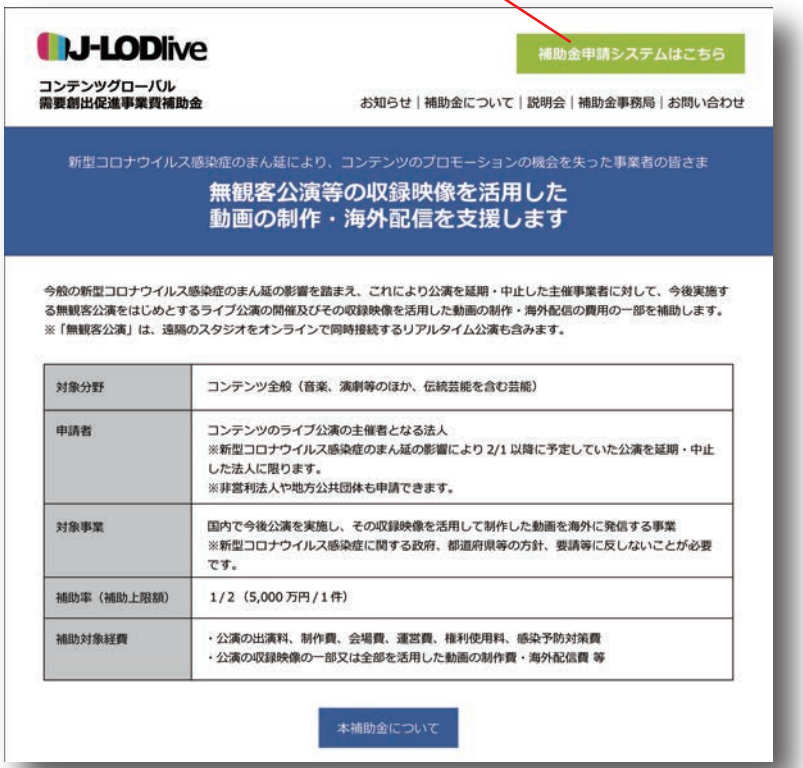

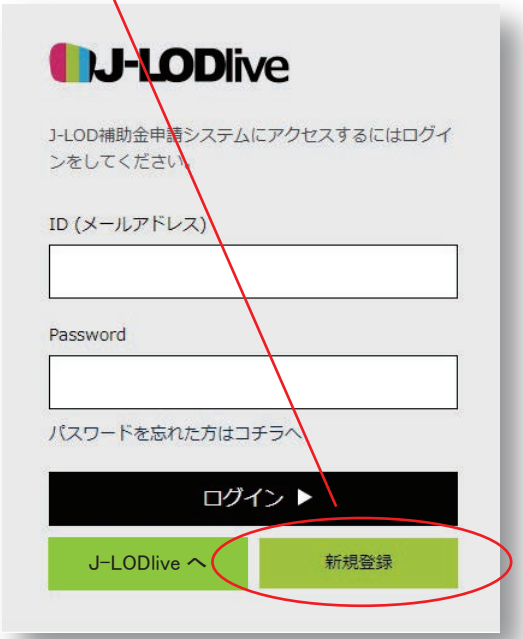

①会社情報と代表者情報を入力してください。

担当者や担当部署の情報ではなく代表者や本社の情報です

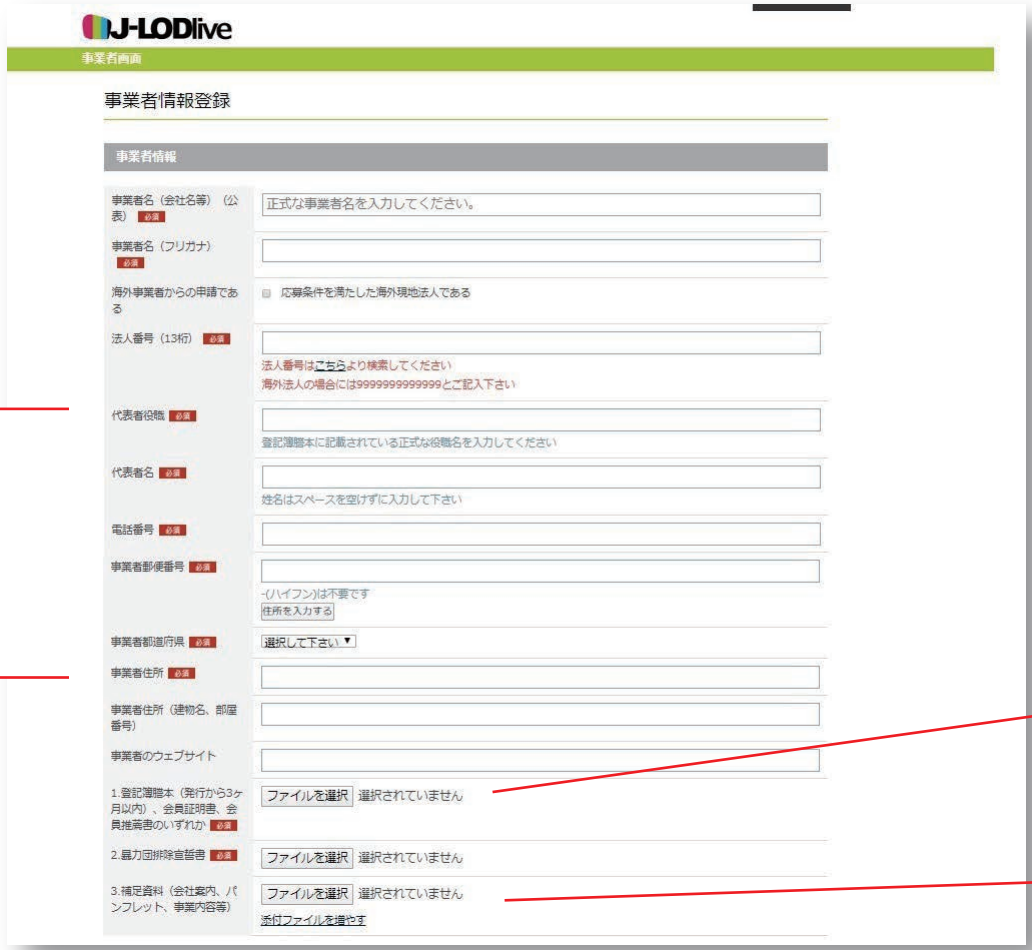

登記簿謄本は直近３ヶ月以内に
発行されたものを用意ください

設立１年未満の法人の場合
こちらに過去の公演主催の実績に
関する資料を添付してください

②担当者情報を入力してください。

日中、連絡が取れる電話番号を記載してください

③確認ボタンを押すと、プライバシポリシーの URL が表示されます。
④クリックして内容をよく読んで同意する場合は「同意して登録」ボタンをクリックしてください。確認メールが送信されます。
⑤届いたメールの本文にある URL をクリックしメールアドレスの確認をしてください。

⑥この画面が表示されたら事業者登録は完了です。

システムにログインし、応募を行います。

J-LODlive ウェブサイト（https://j-lodlive.jp）で、
「補助金システムはこちら」をクリックしてください。

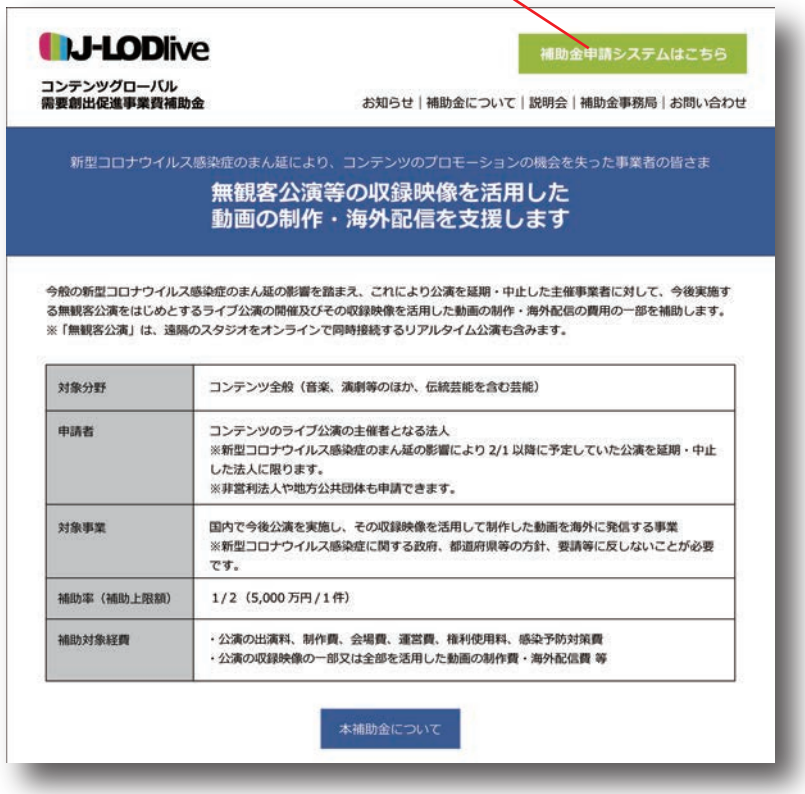

**①事業者登録で登録した
ID・パスワードでログインします。**

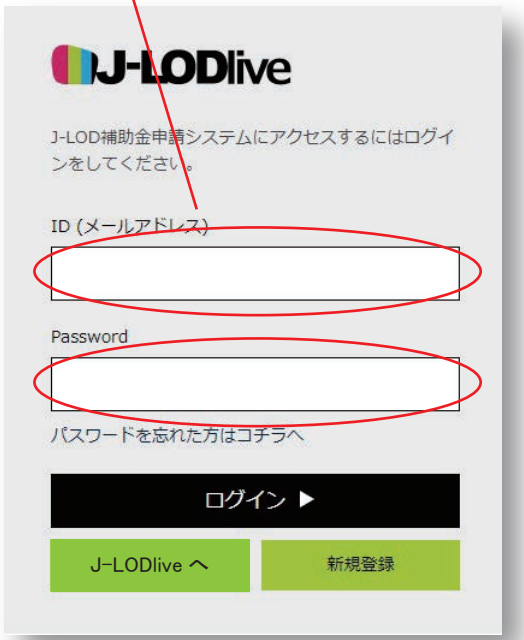

②新しい応募をクリックしてください。
（すでに応募がある場合はリストが表示されます）

③「誓約事項」を読み、各事項に同意できる場合
該当の□にチェックして応募に進んでください。

同意できない場合、
申請できません。

④記載事項を入力してください。

応募時の添付書類（様式あり）について

①公演延期等確認書

公演
延期等
確認書

主催する公演が延期・中止になった確認書を提出ください。（業界団体、会場運営者等の第三者により発行されたものに限ります）

②実施体制図

実施
体制図

社内の責任者および社外体制が記載された体制図を提出ください。

③収支計画書

収支
計画書

予想される費用を費目別に記載した計画書を提出ください。

④感染予防対策実施誓約書

感染予防
対策実施
誓約書

新型コロナウイルス感染症予防対策を実施することを宣誓する書類を提出ください。

⑤延期・中止リスト（該当者のみ）

延期・
中止リスト

※10 公演以上申請する予定の方は、延期・中止となった全公演リストの提出を必須とします。
（初回応募時以外は追加変更があった場合のみ）

⑥その他（該当者のみ）

申請資格
保有
合意書

事前
着手
届出

動画配信
関係
理由書

収録映像
関係
理由書

所定の
業界団体
による
確認書

※既定のフォーマットを利用ください。
　フォーマットを変更して提出された場合は書類不備となりますのでご注意ください。
　（ただし、収支計画書の行が足りない場合は、行追加は可能とします）

①公演延期等確認書

1. 公演延期等確認書は 1 公演につき 1 枚必要です。同会場で複数回主催する予定だった場合は、複数回公演用の指定フォームを使用してください。代表者名は、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名で足ります。また、代表者印は、当該法人の角印でも許容します。

記入例（1 回公演用）

公演延期等確認書（1公演用）

公演名	OOLive				
主要な出演者	山田 太郎				
公演日	2020年3月1日				
開場／開演	開場	17:00	開演	18:30	
会場	会場名	●●シアター			
	住所	東京都 渋谷区 ●●シアター3F			
	HP	https://www.●●シアター			
会場の賃借者	法人名/氏名	株式会社OOOO	住所	東京都中央区築地4ー1ー1	
主催者（主たる債務のリスク負担者）	法人名/氏名	株式会社OOOO	住所	東京都中央区築地4ー1ー1	
チケット販売数（最大販売予定数）	1000枚				
ツアー等の名称、全体日程・期間	「OOLiveツアー」 ・2020年3月1日から3月5日の5日間の内5。●●シアターで実施する1公演				
クレジット	主催	株式会社OOOO			
	企画・制作	株式会社OOOO			
	協力	▲▲株式会社			
備考	※「主催者（主たる債務のリスク負担者）」と「クレジットの主催者」が異なる場合は、理由を明記すること				
注釈					

上記公演に関し、中止 ・ 延期 になったことを確認しました。

（ご確認をいただいた会社名（事業者名）又は団体名） ●●株式会社

（代表者） 田中 花子 代表者印

ご確認をいただいた会社（事業者）又は団体の上記公演との関係について、下記該当する箇所に✓を付けてください。
- ☐ 1. 会場
- ☐ 2. プレイガイド
- ☐ 3. 会場・プレイガイド以外の場合、公演との具体的な関係を記載ください。（　　）
  ※3の場合、契約書等、客観性・第三者性を証明できる証憑を別途添付してください。

・原則として、公演の申請資格はその公演の実施を通半数負担している法人が得るものと。
本書記載の申請事項は、本延期・中止公演の全関係者で合意したものであることを表明し保証します。
これに反する事実が判明した場合には、本補助金の保釈が取り消される場合があることを理解し、これにつき一切の異議を述べません。
・本合意事項につき万一紛争が生じた場合には、関係者間で解決するものと。本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。
・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局へ異議があった場合には、本補助金事務局の調査に協力します。

（申請者名） 株式会社OOOO

（代表者） 申請 太郎 代表者印

（ご注意）各確認書は、本申請に限り有効となります。
別の申請における重複利用等、本申請以外での使用が発覚した場合は無効となり、
場合によっては交付決定の取消しのほか刑事罰に処される可能性があります。

記入例（同一会場複数回公演用）

公演延期等確認書（複数公演用）

公演名	OOLive				
主要な出演者	山田 太郎				
公演期間	2020年3月1日～3月5日				
公演回数	5回				
会場	会場名	●●シアター			
	住所	東京都 渋谷区 ●●シアター3F			
	HP	https://www.●●シアター			
会場の賃借者	法人名/氏名	株式会社OOOO	住所	東京都中央区築地4ー1ー1	
主催者（主たる債務のリスク負担者）	法人名/氏名	株式会社OOOO	住所	東京都中央区築地4ー1ー1	
1公演あたりのチケット販売数（最大販売予定数）	1000枚				
クレジット	主催	株式会社OOOO			
	企画・制作	株式会社OOOO			
	協力	▲▲株式会社			
備考	※「主催者（主たる債務のリスク負担者）」と「クレジットの主催者」が異なる場合は、理由を明記すること				
注釈					

上記公演に関し、中止 ・ 延期 になったことを確認しました。

（ご確認をいただいた会社名（事業者名）又は団体名） ●●株式会社

（代表者） 田中 花子 代表者印

ご確認をいただいた会社（事業者）又は団体の上記公演との関係について、下記該当する箇所に✓を付けてください。
- ☑ 1. 会場
- ☐ 2. プレイガイド
- ☐ 3. 会場・プレイガイド以外の場合、公演との具体的な関係を記載ください。（　　）
  ※3の場合、契約書等、客観性・第三者性を証明できる証憑を別途添付してください。

・原則として、公演の申請資格はその公演の実施を通半数負担している法人が得るものと。
本書記載の申請事項は、本延期・中止公演の全関係者で合意したものであることを表明し保証します。
これに反する事実が判明した場合には、本補助金の保釈が取り消される場合があることを理解し、これにつき一切の異議を述べません。
・本合意事項につき万一紛争が生じた場合には、関係者間で解決するものと。本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。
・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局へ異議があった場合には、本補助金事務局の調査に協力します。

（申請者名） 株式会社OOOO

（代表者） 申請 太郎 代表者印

（ご注意）各確認書は、本申請に限り有効となります。
別の申請における重複利用等、本申請以外での使用が発覚した場合は無効となり、
場合によっては交付決定の取消しのほか刑事罰に処される可能性があります。

＋

■延期した公演が複数の場合の実施予定日時

No	実施予定日	実施予定時間
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		

※同一会場複数公演の場合、指定フォームの別シートに「延期した公演が複数の場合の実施予定日時」を記載するフォーマットを準備していますので、そちらを必ず記載ください。

※任意提出の「中止延期リスト」とは異なりますので、条件に該当する方は中止延期リストも併せて提出ください。

⋮

2. 公演延期等確認書の作成者は原則以下のとおりです。
   - ・会場
   - ・プレイガイド

   ※作成者と公演との関係について、該当する箇所に✓を付けてください。会場・プレイガイド以外の場合は、契約書等、客観性・第三者性を証明できる証憑を添付のうえ、作成者が確認適格を有することの説明として、カッコ内に具体的な関係（当該公演にどのような関与をするものであるか等）を記載ください。

   ※申請者の親会社や子会社等の場合は、公演の延期・中止を客観的に確認できる証憑を添付してください。

②実施体制図

記入例

実施体制図

■社内の各責任者

#	役割	氏名
1	事業責任者	
2	動画配信責任者	

■記載のルール
・事業責任者と動画配信責任者の名前を記載する。（同一人物も可）

■社外の体制図

#	役割	組織名	責任者名	具体的な作業内容
1	イベント制作関連	株式会社A制作	イベント　A男	・会場手配 ・運営
2	広告宣伝	B広告株式会社	広告　B子	・広告出稿 ・印刷
3	海外発信	C株式会社	海外　C郎	・映像収録、編集
4	報告関連	D有限責任監査法人	報告　D美	・実績報告書の確認
5	ローカライズ費	株式会社E翻訳	翻訳　E太	・翻訳作業
6				
7				
8				
9				
10				

■記載のルール
・各役割に関する事業者の名称等を記載する。
・その他の役割がある場合には、#6以降に役割を追加し、記載する。
・複数の事業者が同一の役割をしている場合には、最も支払いの多い事業者を記載する。

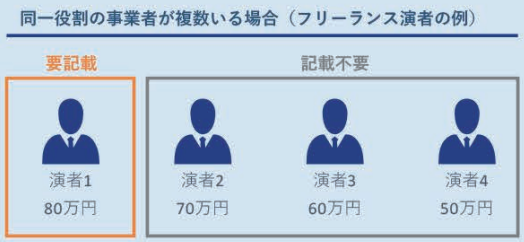

※社外の体制図は、「■記載のルール」に従って記載ください
※収支計画書と齟齬がある場合には不採択となるおそれがありますのでご注意ください

③収支計画書

記入例（1 回公演用）

収支計画書

事業者名	株式会社○○○○	公演開始日	2020/mm/dd	事業完了予定日（自動入力）		事業管理番号	
公演名	○○○○における○○○○	動画配信予定日	2020/mm/dd			補助率	2分の1

【対象経費】

NO	支払先名称	費用種別（※プルダウンから選択）	主な経費内容	予定額	備考
1	A社	制作関係費	演出関係費・舞台制作費・舞台スタッフ・機材費・運搬費	¥850,000	・明細は別途添付
3	○○ホール	会場関係費	会場費	¥1,300,000	・明細は別途添付
4	B社	運営関係費	感染予防対策費	¥50,000	・明細は別途添付
5	△△映像	映像制作関係費	撮影費・編集費・録訳費	¥1,020,000	・明細は別途添付
6	XX会計事務所	申請・報告に関する費用	経理書面確認費	¥200,000	・明細は別途添付
7					
8					
9					
10					

【対象外経費】

	自社	対象外経費	社内人件費 社員2人×10日	¥1,000,000	
	XX社	対象外経費	ケータリング代、打ち上げ代	¥200,000	

(A)事業の総経費→ ¥4,620,000　(B)補助希望対象経費→ ¥3,420,000

【収入】

NO	請求先名称等	収入種別（※プルダウンから選択）	主な収入内容	収入額	備考
1	来場者	入場料等	入場チケット収入 3,000円×200人	¥1,000,000	
2		物販等	CD物販等	¥100,000	

(C)事業収入→ ¥1,100,000

A	事業の総経費	¥4,620,000 自動計算
B	補助希望対象（総額）経費	¥3,420,000 自動計算
C	補助希望額（総額）	¥1,710,000 自動計算 ※千円未満切り捨て

記入例（同一会場複数回公演用）

収支計画書

事業者名	株式会社○○○○	公演開始日	2020/mm/dd	公演回数	10	事業管理番号	
公演名	○○○○における○○○○コンサート	動画配信予定日	2020/mm/dd	事業完了予定日（自動入力）		補助率	2分の1

【対象経費】

NO	支払先名称	費用種別（※プルダウンから選択）	主な経費内容	予定額	備考
1	A社	制作関係費	演出関係費・舞台制作費・舞台スタッフ・機材費・運搬費	¥6,000,000	・明細は別途添付
3	○○ホール	会場関係費	会場費	¥11,000,000	・明細は別途添付
4	B社	運営関係費	感染予防対策費	¥500,000	・明細は別途添付
5	△△映像	映像制作関係費	撮影費・編集費・録訳費	¥1,020,000	・明細は別途添付
6	XX会計事務所	申請・報告に関する費用	経理書面確認費	¥200,000	・明細は別途添付
7					
8					
9					
10					

【対象外経費】

	自社	対象外経費	社内人件費 社員3人×10日	¥1,000,000	
	外注	対象外経費	企画費　企画書作成	¥1,000,000	
	XX社	対象外経費	ケータリング代、打ち上げ代	¥1,000,000	

(A)事業の総経費→ ¥23,720,000　(B)補助希望対象経費→ ¥20,720,000

【収入】

NO	請求先名称等	収入種別（※プルダウンから選択）	主な収入内容	収入額	備考
1	来場者	入場料等	入場チケット収入 3,000円×400人×10回	¥20,000,000	
2		物販等	CD物販等	¥1,000,000	

(C)事業収入→ ¥21,000,000

まとめ

A	事業の総経費	¥23,720,000 自動計算
B	補助希望対象（総額）経費	¥20,720,000 自動計算
C	補助希望額（総額）	¥10,360,000 自動計算 ※千円未満切り捨て

A	事業の総経費	¥2,372,000 自動計算
B	補助希望対象経費	¥2,072,000 自動計算
C	補助希望額	¥1,036,000 自動計算 ※千円未満切り捨て

③収支計画書

別添明細　記入例

収支計画明細

■出演関係費

NO		主な経費項目	内容	予定額
1				
2				
				0

■制作関係費

NO	支払先名称	主な経費項目	内容	予定額
1	A社	演出関係費	舞台監督（1日100,000円×10日）	1,000,000
2	A社	機材費	PA機材レンタル費（1日150,000円×10日）	1,500,000
3	A社	舞台スタッフ費	PAオペレーター（1名100,000円×10日）	1,000,000
4	A社	機材費	照明機材レンタル（1日150,000円×10日）	1,500,000
5	A社	舞台スタッフ費	照明スタッフ（2名100,000円×10日）	2,000,000
6	A社	運搬費	運搬・搬入搬出（100,000円×10回分）	1,000,000
				8,000,000

■会場関係費

NO		主な経費項目	内容	予定額
1	○○ホール	会場施設使用料	1箇所1,000,000円×10日間（本番日：△月△.△.△.△.△.△.△.△.△.△.日）	10,000,000
2	○○ホール	付帯設備費	1箇所100,000円×10日間	1,000,000
				11,000,000

■運営関係費

NO		主な経費項目	内容	予定額
1	B社	感染予防対策費	マスク代、消毒液代、ガードシート（50,000円×10回分）	500,000
2				
				500,000

■映像制作配信費

NO		主な経費項目	内容	予定額
1	△△映像	映像撮影費	機材費（カメラ）	500,000
2	△△映像	映像編集費	撮影編集費（編集・調整）	500,000
3	△△映像	翻訳費	英語翻訳（1,000文字）	20,000
				1,020,000

■申請・報告に関する費用

NO		主な経費項目	内容	予定額
1	XX会計事務所	経理書面確認費	経理書面確認費（1回）	200,000
2				
				200,000

「単価 × 数量」で極力記載ください。

確定検査時に、税理士・公認会計士による証憑類の確認が必要となりますので、お早めに、税理士・公認会計士にご相談下さい。

④感染予防対策実施誓約書

記入例

令和２年８月３日

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長　松谷　孝征　殿

申請者　住所　東京都中央区築地4-1-1
会社（団体）名　株式会社〇〇〇〇〇
代表者名　代表取締役　申請太郎　代表者印

新型コロナウイルス感染症対策に関する重要事項に反する事業の不実施の誓約

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等の政府若しくは地方公共団体等又はこれらの関係機関の方針及び業種ごとの感染拡大予防ガイドラインその他の新型コロナウイルス感染症への対策に関する重要事項に反する事業を行わないことを誓約いたします。この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

※「感染予防対策実施誓約書」の提出に加え、講じている感染予防対策の証憑となる動画　（観客の入退室時、公演時（公演中に観客の移動がない場合や公演環境等により公演中の客席の撮影が困難な場合には、公演直前または直後）および休憩時の対策状況等）を撮影し、実績報告書と併せて提出ください。また、動画は以下の点にご留意ください。

・公演の回数や会場の場所にかかわらず、1 公演につき 1 本の動画を提出ください
・撮影場所等により複数に分割せず、原則 1 本の動画として提出ください
・無観客公演の場合は、動画の提出は不要です

⑤延期・中止リスト（10 公演以上申請する予定の方のみ）

1 公演ごと 1 行で記載してください。

延期・中止リスト

事業者名	○○プロダクション

<延期・中止になったイベント>

	公演名	主な出演者	公演日	公演開始時間※	会場名	キャパ	延期・中止
1	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/2/15		東京ドーム	●●●	延期
2	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/2/20		東京ドーム	●●●	延期
3	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/2/21		東京ドーム	●●●	中止
4	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/2/22		東京ドーム	●●●	中止
5	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/2/26		京セラドーム	●●●	中止
6	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/2/27		京セラドーム	●●●	中止
7	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/2/28		京セラドーム	●●●	中止
8	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/3/10		札幌ドーム	●●●	中止
9	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/3/11		札幌ドーム	●●●	中止
10	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/3/12		札幌ドーム	●●●	中止
11	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/3/15		福岡ドーム	●●●	中止
12	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/3/16		福岡ドーム	●●●	中止
13	●●● Live Tour	歌手 花子	2020/3/17		福岡ドーム	●●●	中止
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※1日に複数回公演がある場合のみ記載してください

⑥その他（該当者のみ）

申請資格保有合意書

延期・中止した公演が共同出資（製作委員会を含む）によるものである場合には、下記資料の提出が必要となります。

記入例（1 公演用）

J-LODlive補助金 申請資格保有合意書（１公演版）

■延期・中止公演（以下「本延期・中止公演」）情報

公演名	会場名	公演日
○○Live	●●シアター	2020月3月1日

■共同出資事業者一覧
本延期・中止公演について、以下のリストに記載されている事業者及び出資比率で開催する予定であったことを確認します。
※出資比率が決まっていなかった場合は、出資比率欄は記入せず、本書下部の「出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由」欄をご記入ください。

#	事業者名	出資比率
1	株式会社○○○○	80%
2	▲▲株式会社	10%
3	●●株式会社	10%
4		xx%
5		xx%

■申請資格保有事業者
本延期・中止公演について、以下事業者が本補助金の申請資格を得ることに合意します。

事業者名	株式会社○○○○

■申請資格に関する合意の経緯及び理由

当該公演にかかる費用の過半数を株式会社○○○○が負担していたため、株式会社○○○○が申請資格を得ることに合意します。

■出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由
※出資比率が未決定であった場合のみ記入

N.A.

■合意署名
・本書記載の合意事項は、本延期・中止公演の全関係者で合意したものであることを表明し保証します。これに反する事実が判明した場合には、本補助金の採択が取り消される場合があることを理解し、これについて一切の異議を述べません。
・本合意事項につき万一紛争が生じた場合には、関係者間で解決するものとし、本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。
・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議があった場合には、本補助金事務局の調査に協力します。

事業者名	株式会社○○○○	代表者名	申請 太郎	サイン 申請 太郎
事業者名	▲▲株式会社	代表者名	山田 次郎	サイン 山田 次郎
事業者名	●●株式会社	代表者名	田中 花子	サイン 田中 花子
事業者名		代表者名		サイン
事業者名		代表者名		サイン

記入例（複数公演用）

J-LODlive補助金 申請資格保有合意書（複数公演版）

※申請者記入欄	
申請者名	株式会社○○○○
申請回数	4

合意事項

■延期・中止公演（以下「本延期・中止公演」）情報

公演名	会場名	回数	公演初日	公演最終日
○○Live	●●シアター	10回	2020/3/1	2020/3/10

■共同出資事業者一覧
本延期・中止公演について、以下のリストに記載されている事業者及び出資比率で開催する予定であったことを確認します。
※出資比率が決まっていなかった場合は、出資比率欄は記入せず、本書下部の「出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由」欄をご記入ください。

#	事業者名	出資比率
1	株式会社○○○○	60%
2	▲▲株式会社	30%
3	●●株式会社	10%
4		
5		

■申請資格保有事業者
本延期・中止公演について、以下のとおり、事業者間で本補助金の申請資格を分配することに合意します。

#	事業者名	申請資格数
1	株式会社○○○○	6
2	▲▲株式会社	3
3	●●株式会社	1
4		
5		

■申請資格に関する合意の経緯及び理由

全10回の公演を出資比率に基づき分配することで合意します。

■出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由
※出資比率が未決定であった場合のみ記入

N.A.

■合意署名
・本書記載の合意事項は、本延期・中止公演の全関係者で合意したものであることを表明し保証します。これに反する事実が判明した場合には、本補助金の採択が取り消される場合があることを理解し、これについて一切の異議を述べません。
・本合意事項につき万一紛争が生じた場合には、関係者間で解決するものとし、本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。
・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議があった場合には、本補助金事務局の調査に協力します。

事業者名	株式会社○○○○	代表者名	申請 太郎	サイン 申請 太郎
事業者名	▲▲株式会社	代表者名	山田 次郎	サイン 山田 次郎
事業者名	●●株式会社	代表者名	田中 花子	サイン 田中 花子
事業者名		代表者名		サイン
事業者名		代表者名		サイン

「※申請者記入欄」は、以下の「合意事項」にて各社の「申請資格数」を確定する段階では、記載の必要はありません。
合意事項がすべて確定し、申請書類を提出する際に「申請資格数」のうち何回目の申請なのかを「申請回数」に記載してください。

代表者名およびサインは、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該公演事業に関し代表権を有している者の氏名およびサインで足ります。

⑥その他（該当者のみ）

事前着手届出

申請時に「事前着手のための届出書」を提示することで、交付決定日より前に発注した経費についても、補助対象経費として認められる場合があります。

記入例（1 回公演用）

事前着手のための届出書（1 公演版）

※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。
（事前着手届出様式）

申請者記載不要	
申請番号	

令和　2 年　5 月　27 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて

申請者 住所　東京都中央区築地 4−1−1
氏名 法人の名称　株式会社〇〇〇〇
及び代表者の役職　代表取締役 申請太郎　代表者印

令和２年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、事前着手の届出を行う。

１．事前着手となる費用を含む申請公演の説明

公演名	会場名	公演日時
●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日

２．事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先
別紙に記載のとおり

３．事業の実施にあたり、事前着手となる費用を補助対象経費とすることが真にやむを得ないと判断される特段の事由の説明

（例）
・〇か月前に〇〇シアターの会場費の一部を支払う必要があるため
・権利使用料は年間単位での契約であり、契約締結時にミニマムギャランティーを支払う必要があるため
・舞台制作に〇か月を要するため

記入例（同一会場複数回公演用）

事前着手のための届出書（複数公演版）

※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。
（事前着手届出様式）

申請者記載不要	
申請番号	

令和　2 年　5 月　27 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて

申請者 住所　東京都中央区築地 4−1−1
氏名 法人の名称　株式会社〇〇〇〇
及び代表者の役職　代表取締役　申請太郎　代表者印

令和２年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、事前着手の届出を行う。

１．事前着手となる費用を含む申請公演の説明

公演名	会場名	公演期間	公演回数
●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日～ 2020 年 8 月 5 日	5 回

２．事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先
別紙に記載のとおり

３．事業の実施にあたり、事前着手となる費用を補助対象経費とすることが真にやむを得ないと判断される特段の事由の説明

（例）
・〇か月前に〇〇シアターの会場費の一部を支払う必要があるため
・権利使用料は年間単位での契約であり、契約締結時にミニマムギャランティーを支払う必要があるため
・舞台制作に〇か月を要するため

＋

記入例（別紙明細）

別紙 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先・金額

#	発注日	発注先	費目	金額（税抜き）
1	2019 年 11 月 28 日	〇〇シアター	会場費	¥ 500, 000
2	2019 年 12 月 24 日	△△クリエイティブ	権利使用料	¥ 100, 000
3	2020 年 2 月 11 日	A 社	衣装費	¥ 300, 000
4	2020 年 3 月 9 日	B 社	美術費	¥ 150, 000
5	xx 年 xx 月 xx 日			
6	xx 年 xx 月 xx 日			
7	xx 年 xx 月 xx 日			
8	xx 年 xx 月 xx 日			
9	xx 年 xx 月 xx 日			
10	xx 年 xx 月 xx 日			
11	xx 年 xx 月 xx 日			
12	xx 年 xx 月 xx 日			
13	xx 年 xx 月 xx 日			
14	xx 年 xx 月 xx 日			
15	xx 年 xx 月 xx 日			
16	xx 年 xx 月 xx 日			
17	xx 年 xx 月 xx 日			
18	xx 年 xx 月 xx 日			
19	xx 年 xx 月 xx 日			
20	xx 年 xx 月 xx 日			
			事前着手合計金額	¥ 1, 050, 000

※賃料、権利使用料、水道光熱費などで、長期契約を結び特に毎回発注（および請求）しないような経費に関しては、毎回発注（および請求）しない旨が記載されている（またはその趣旨を読み取ることができる）契約書の写しを提出することによって、事前着手のための届出書の提出対象から除外できるものとします。

⑥その他（該当者のみ）

動画配信関係理由書

やむを得ない事情により 1 年間の配信ができない場合には、理由書および公演の映像の配信期間の制限があることが確認できる契約書を提出してください。（契約書が外国語の場合は、関係する条項の日本語訳も提出ください。）

記入例（1 公演用）

動画配信期間短縮のための理由書（1 公演版）

令和　2 年　　5 月　　27 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて

申請者 住所　東京都中央区築地 4－1－1
氏名 法人の名称　株式会社〇〇〇〇
及び代表者の役職　代表取締役　申請太郎　代表者印

令和２年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、所定の動画配信期間（原則 1 年間）を確保できない理由を届け出る。

１．申請公演の説明（必須）

公演名	会場名	公演日時
●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日

２．　所定の動画配信期間（原則 1 年間）を確保できない理由（必須）
配信動画について、所定の配信期間を確保できない理由は以下のとおりである。

実施するミュージカルの演目について現在海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約は 2021 年 3 月末までであるため、2021 年 4 月以降は収録映像の配信権利がなく、また、来年度以降の契約更新が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。

記入例（複数公演用）

動画配信期間短縮のための理由書（複数公演版）

令和　2 年　　5 月　　27 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて

申請者 住所　東京都中央区築地 4－1－1
氏名 法人の名称　株式会社〇〇〇〇
及び代表者の役職　代表取締役　申請太郎　代表者印

令和２年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、所定の動画配信期間（原則 1 年間）を確保できない理由を届け出る。

１．申請公演の説明（必須）

公演名	会場名	公演期間	公演回数
●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日～ 2020 年 8 月 5 日	5 回

２．　所定の動画配信期間（原則 1 年間）を確保できない理由（必須）
配信動画について、所定の配信期間を確保できない理由は以下のとおりである。

実施するミュージカルの演目について現在海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約は 2021 年 3 月末までであるため、2021 年 4 月以降は収録映像の配信権利がなく、また、来年度以降の契約更新が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。

⑥その他（該当者のみ）

収録映像関係理由書

やむを得ない事情により公演の収録映像を過半数の時間を占めることができない場合には、理由書および公演の映像に制限があることが確認できる契約書を提出してください。（契約書が外国語の場合は、関係する条項の日本語訳も提出ください。）

記入例（1 公演用）

収録映像の使用時間短縮のための理由書（1 公演版）

令和　2 年　　5 月　　27 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構　あて

申請者 住所　東京都中央区築地 4－1－1
氏名 法人の名称　株式会社〇〇〇〇
及び代表者の役職　申請太郎　代表者印

令和２年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、配信動画の全体の過半数の時間に公演を収録した映像を使用できない理由を届け出る。

１．申請公演の説明（必須）

公演名	会場名	公演日時
●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日

２．　配信動画において公演の映像を過半数の時間使用できない理由（必須）
配信動画において公演の映像を過半数の時間使用できない理由は以下のとおりである。

実施するミュージカルの演目について海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約に 1 分以上の映像配信の権利が含まれておらず、また、今からでは契約の変更が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。

記入例（複数公演用）

収録映像の使用時間短縮のための理由書（複数公演版）

令和　2 年　　5 月　　27 日

特定非営利活動法人映像産業振興機構　あて

申請者 住所　東京都中央区築地 4－1－1
氏名 法人の名称　株式会社〇〇〇〇
及び代表者の役職　代表取締役　申請太郎　代表者印

令和２年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業について、配信動画の全体の過半数の時間に公演を収録した映像を使用できない理由を届け出る。

１．申請公演の説明（必須）

公演名	会場名	公演期間	公演回数
●●Live	〇〇シアター	2020 年 8 月 1 日～ 2020 年 8 月 5 日	5 回

２．　配信動画において公演の映像を過半数の時間使用できない理由（必須）
配信動画において公演の映像を過半数の時間使用できない理由は以下のとおりである。

実施するミュージカルの演目について海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する契約に 1 分以上の映像配信の権利が含まれておらず、また、今からでは契約の変更が難しいため。なお、契約内容については別添の権利使用契約書を参照のこと。

原則、隔週金曜日に応募を締切ります。

※2020 年 12 月 18 日の次の締切日は、2021 年 1 月 15 日となります。

◯印・・・締切日です。

6月 2020 令和２年

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 2020 令和２年

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23 海の日	24 スポーツの日	25
26	27	28	29	30	31	

8月 2020 令和２年

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9 山の日	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月 2020 令和２年

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 敬老の日	22 秋分の日	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月 2020 令和２年

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月 2020 令和２年

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 文化の日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 勤労感謝の日	24	25	26	27	28
29	30					

12月 2020 令和２年

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月 2021 令和３年

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

原則、締切から２週間後の金曜日までに採否を連絡します。

※2020 年 12 月 18 日締切り分については、2021 年 1 月 15 日に採否を連絡します。

申請案件は、外部審査委員会により以下の審査事項を勘案して総合的に審査されます。

公演の実施

事業遂行力
- 実施体制
- 主催者の過去の公演実績

＜加点要素＞

海外展開への意識
- 今後の海外公演への意欲
- 海外の聴衆・観客を意識した演出（分野の性質も勘案）

新規性
- リアルタイムフル配信の活用・併用
- 新たなビジネス手法への挑戦
- 文化芸術的要素を取り入れた感染予防対策の実施

動画の制作・配信

動画のプロモーション力
- 動画の長さ、収録映像の割合
- 配信期間の長さ
- 分野の性質に適した作りこみ
- 映像作品としての質の高さ
- 言語数
- 動画の本数

動画展開の戦略性
- 自身で実施中のプロモーションとの連携
- メディアプランニングの戦略性（複数メディア活用、メディア間連携）
- 効果的なオウンドメディアの活用
- 物販等のマーケティングへの活用
- 展開先の国・地域の新規性

ブランディング向上への寄与
- 主催者や実演家等の事業活動への中長期的な好影響

新規性
- 動画制作・配信の実績の有無（分野の性質も勘案）

×

費用の合理性

適切な費目の計上
- 補助対象経費の費目の合理性
- 補助対象外経費との適切な切り分け

各費目の予算の合理性
- 相場に照らして合理的な単価、工数等

事業内容との整合性
- 事業内容と収支計画の整合性

審査委員会について

この補助金では、事務局が委嘱する「外部審査委員会」が「採択」「不採択」を決定しています。
なお、外部審査委員会に関する以下の事項は開示しません。

- 審査委員会の開催日程
- 審査委員会の議事録
- 審査委員の名前、所属、連絡先等

46　採択・交付決定

採択後、交付決定がされると、（様式 2）補助金交付決定通知書が発行されます。

（様式２）補助金交付決定通知書

L*******

令和　2年　6月　19日

株式会社○○○○
代表取締役　申請太郎　殿

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長　松谷孝征

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付決定通知書

令和　　2年　　5月　27日付で申請のありました、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金については、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第６条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．補助金交付の対象となる事業の内容は、令和　　2年　　5月　　27日付けで申請のありましたコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称	●●Live		
事業の目的及び内容	ロックバンド THE JLODSによる無観客ライブの実施		
事業開始日	令和　2年　6月　19日	事業完了日	令和　2年　9月　17日

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

２．間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	10,000,000円	8,000,000円	4,000,000円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

申請を取り下げる場合は、交付決定の通知を受領した日から 10 日以内に、（様式 3）補助金交付申請取下げ届出書を提出ください。

（様式３）補助金交付申請取下げ書

L******
令和　2年　6月　25日

特定非営利活動法人映像産業振興機構　理事長　殿

申請者　住所　東京都中央区築地4-1-1
氏名　株式会社○○○○
代表取締役　申請太郎　代表者印

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付申請取下げ届出書

令和　2年　6月　19日付け　L******をもって交付の決定があった上記補助金について、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第７条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

１．交付の申請の取下げ理由
新型コロナウィルス対策として自治体から再度緊急事態宣言が出されたため。

２．取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

	間接補助事業全体に要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	10,000,000円	8,000,000円	4,000,000円

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

48　事業変更

- 交付決定された補助対象経費の総額を増額しようとする場合、**増額に関連する費用を発注する前に**（様式４）事業計画変更承認申請書を提出する必要があります。なお、承認の可否は外部審査委員会が決定していますので、通常の申請と同様の時間を要します。

- 増額でない場合であっても、①公演の内容が大きく変わる場合（主要な出演者の変更、演出等の大幅な変更等）、②公演の態様が大きく変わる場合（動員人数の大幅な変更、無観客公演への変更等）、③公演の会場が変わる場合、④公演の日時が変わる場合のいずれかに該当する場合には、**当初の公演日よりも前に**、⑤動画配信開始日が変わる場合には、**当初の配信開始日よりも前に**（様式４－２）事業計画変更届出書を提出する必要があります。

（様式４）記載例

（様式４）事業計画変更承認申請書

Lxxxxx
令和２年８月３１日

特定非営利活動法人映像産業振興機構　理事長　殿

申請者　住所　東京都中央区築地４－１－１
氏名　法人の名称　株式会社○○○○
代表取締役　申請太郎　代表者印

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金計画変更承認申請書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第８条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容
無観客で行う予定の公演を観客を入れて行うことになった。

２．変更を必要とする理由
自治体が発表するコロナウィルス感染予防対策が緩和されたため。

３．変更が間接補助事業に及ぼす影響
観客を入れるに当たって、感染予防費、警備費、会場設営費などが追加で発生するため

４．変更後の間接補助事業に要する経費の額
（新旧対比）

	間接補助事業全体に要する経費総額		補助対象経費		補助金額	
	新	旧	新	旧	新	旧
事業費	9,500,000円	7,000,000円	9,000,000円	6,500,000円	4,500,000円	3,250,000円

５．同上の算出基礎
別紙参照

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式４-2）記載例

（様式４-2）事業計画変更届出書

L XXXXXXX
令和２年９月１日

特定非営利活動法人映像産業振興機構　理事長　殿

申請者　住所　東京都中央区築地４－１－１
氏名　法人の名称　株式会社○○○○
代表取締役　申請太郎　代表者印

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金計画変更届出書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第８条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり届出します。

記

１．変更の内容
予定していた会場を変更する。
当初の会場「Ａ会館」　から　「Ｂホール」に変更

２．変更を必要とする理由
当初希望していたキャパシティの会場が抑えられた。

３．変更が間接補助事業に及ぼす影響
集客数を増やせる。（８００名から１０００名へ）

４．変更後の間接補助事業に要する経費の額
（新旧対比）
変更無し

５．同上の算出基礎

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

●前頁の例外

※有観客と生配信の両方で予定されていた公演が、新型コロナウイルス感染症の拡大の原因によって、当日に客入れのみ中止にする場合など、公演日の前に（様式４－２）事業計画変更届出書を提出することが困難であると判断された場合は、特例として、公演日の後でも、事業計画変更届出書を受け付けます。ただし、そのような場合でも、出来るだけ早めに同届出書を提出することを推奨します。なお、その場合は、同届出書に提出が遅延した理由を明記ください。

※予定していた同会場、同演目の複数回公演が、新型コロナウイルス感染症の拡大の原因によって、途中から（または途中まで）延期、または中止せざるを得ない場合は、特例として、複数回公演用の収支計画書で交付決定されている案件に限り、あらかじめ事業計画変更承認申請書を提出することなく、交付決定された公演全体に発生した（支払った）費用総額を実施した公演数で案分した費用を確定検査の際に、提出することが出来るものとします。ただし、総補助金額は、複数回公演用の総交付決定補助金額を上限とし、審査委員会にて判断されます。なお、この場合であっても、延期、中止した公演は、公募要項 14 ページの申請可能件数が適用されます。

<具体的な例>

・予定していた同会場、同演目の公演数：30
・交付決定補助対象経費（総額）：3 億円
・交付決定補助金額（総額）：1.5 億円
・1 案件（公演）あたりの補助金額：500 万円

→

・実施した公演数：20
・支払った補助対象経費（総額）：2.4 億円
・補助金額（総額）：1.2 億円
・1 案件（公演）あたりの補助金額：600 万円

50　事業変更

交付決定後に事業を中止する場合は、（様式 5）間接補助事業事故報告書を提出ください。

（様式５）間接補助事業事故報告書

L*******
令和　2年　6月　　19日

特定非営利活動法人映像産業振興機構　理事長　殿

申請者　住所　東京都中央区築地4-1-1
氏名　株式会社○○○○
代表取締役　申請太郎　代表者印

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金事故報告書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第１１条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容
新型コロナウィルス感染症の感染者数増加により、国および東京都により、大規模イベント公演の自粛の要請を受けているため。

２．事故に係る金額
10,000,000円

３．事故に対して採った措置
公演中止

４．間接補助事業の遂行及び完了の予定
なし

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

システムにログインし、実績報告を行います。

①該当する案件の「報告」をクリックしてください。

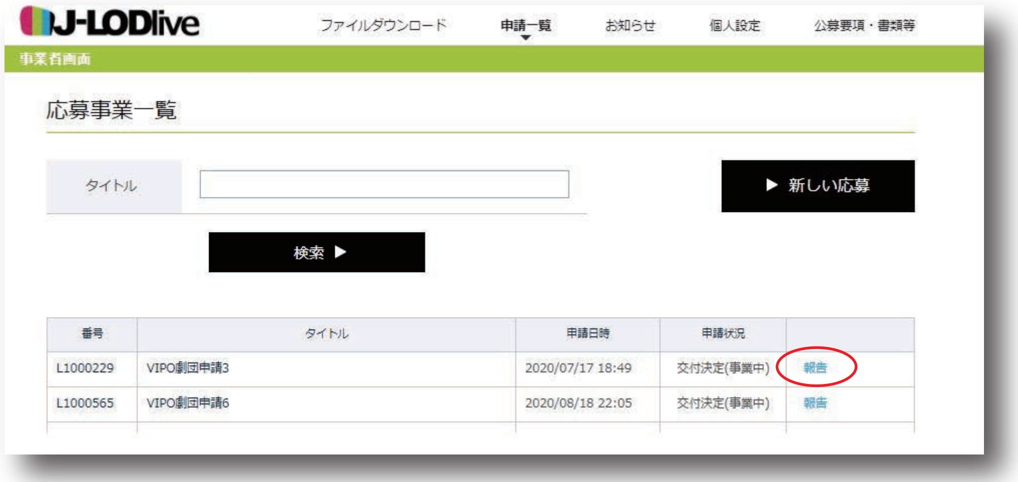

②申請時に入力した項目が表示されます。
入力の必要がある箇所は、それぞれ入力してください。
申請時から変更になっている箇所は、適宜修正してください。

52　実績報告

③実績報告【実施した間接補助事業】の欄は、
様式７に反映される必須入力項目です。

④入力が完了したら「確認」をクリックし、内容に問題がなければ
「提出」をクリックしてください。

④実績報告が完了となります。

確定検査は、システムにて下記の書類および成果物の提出が必要です。

すべての書類には日付の記載が必要です。
交付決定日以降に発注され、事業完了日までに支払った費用であることを確認します。
確定検査は、下記の書類をもとにシステムで実施します。原則、対面での実施はいたしません。

実績報告書

実施した事業の結果をシステムに入力してください。

収支報告書

指定フォームに、支払先ごとに、費用種別・主な経費内容・支払額等を記載ください。
収入がある場合は、併せて記載ください。

証憑類

請求書や支払い証明（発注日の記載が必須）を支払先・費目ごとに整理して提出ください。

税理士・公認会計士の確認証明書類

税理士または公認会計士によって確認されたことを証明する書類を提出ください。

成果物

その経費により成し遂げることができた成果の証拠等

・動画配信 URL
・公演実施状況撮影動画（感染症対策の実施確認）

その他書類（該当者のみ）

- 償却資産台帳および固定資産税の支払い証明書等
- 直近年度の決算書類（損益計算書）
- 相見積の証憑（３社以上）
- 取得財産管理台帳
- 財産処分承認申請書
- 関連案件管理シート

どのような経費でも、一定の基準で証憑を揃える必要があります。

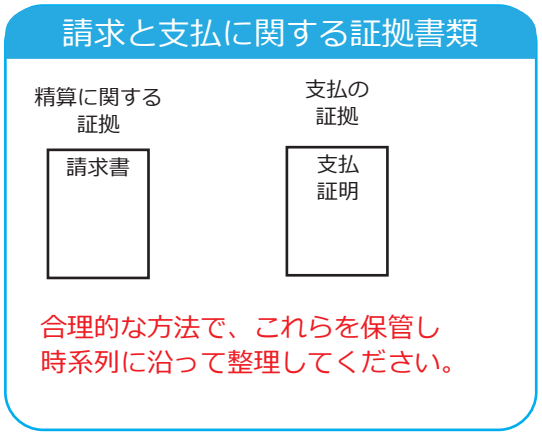

※事前着手費用として認められた費用については、
発注書の提出も必須となります。

※発注書は、提出の要否に関わらず、必ず保管しておいてください。
後日確認する場合があります。

※交付額事後調整の対象案件の、対象外費用および収入に関する証拠書類の提出は不要ですが、必要になった際には提出を求めることがありますので、他の証憑類と同様に、補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保管してください。

上記証憑類（請求書および支払証明）に関して、
税理士または公認会計士による確認が必須となります。

・必要な証憑等がすべて添付されているか
・実績入力情報と証憑および証憑間の日付・金額が整合しているか
・日付は認められた期間内か

上記の確認項目をチェックした税理士または公認会計士による記名および登録番号の記載を行った確認書を証憑類と併せて提出してください。

補助を受ける事業者が、事業の全部や一部を他者に委託する場合およびその委託先が委託された事業の全部や一部を他者に委託する場合は、委託先や再委託先にも事業者同様の証憑類を保管・整理させ、事業者がこれらを提出する必要があります。
委託先や再委託先にもこの補助金の費用のルールを理解させ、委託先への支払時には必ず事業者自身でも検査を行ってください。
なお、外注の場合でも、外注先が再外注する場合、再外注における証憑類の提出が必要となる場合もあります。詳細は、下記を参照下さい。

委託（委任契約・準委任契約）	外注（請負契約）
「行為の遂行」を目的とした契約（民法第 643 条および 656 条）	「仕事の完成」を目的とした契約（民法第 632 条）
事業者が委託先に対し、事業の全部または一部の実務を依頼し、受託した者が業務を進める場合 ●他の事業者へ事業主体を移管する場合 ●一定の予算で業務遂行を依頼する場合　等	事業者が請負先に対し、明確な指示や仕様に基づいて発注を行い、請け負った者は、事業者の指示に従う場合 ●明確な納品物がある場合 ●物の手配や調達を依頼する場合 ●役務提供において特定の成果・結果を求める場合　等
委託（委任・準委任契約）の場合 委託先の委託先まで 補助を受ける事業者 ▼ 委託（準委任契約） ▼ 委託（準委任契約） 委託（委任・準委任契約）の場合 委託先の外注先まで 補助を受ける事業者 ▼ 委託（準委任契約） ▼ 外注（請負契約） 委託（委任・準委任契約）の場合で 委託先が再委託を行う場合 その再委託先の外注先まで 補助を受ける事業者 ▼ 委託（準委任契約） ▼ 委託（準委任契約） ▼ 外注（請負契約） ※再委託の構造が何重であっても同様です。	※外注の場合には、原則として、直接の外注先との契約に関する証憑類を提出することで足りますが、例外的に、外注先が再外注する場合において、直接の外注先との間の取引に関する証憑類によっては明細等が明らかでないような場合には、再外注における証憑類も提出する必要があります。 外注（請負契約）の場合 その外注先まで 補助を受ける事業者 ▼ 外注（請負契約） 外注（請負契約）の場合で 請負先が再外注する場合 （直接の外注先との間の証憑類では明細が不明の場合） 再外注の外注先まで 補助を受ける事業者 ▼ 外注（請負契約） ▼ 外注（請負契約）

収支報告書に下記のとおり記載し、提出ください。

指定フォームに、請求書ごとに下記を記載してください。
（入力欄を増やすために行を挿入する際は、プルダウンおよび式も併せてコピーしてください）

・支払先名
・費用種別（プルダウン）
・主な経費内容
・支払方法（プルダウン）
・支払額
・補助対象外となる費用
・補助対象外となる理由
・発注日
・請求日
・支払日

※発注日が記載されていない場合、対象外となります。
※チケット収入に加え、他の収入（概算で可）についても、確定検査時に報告していただきます。
※複数回公演用を利用する場合、同ファイル内別シート「複数公演管理台帳」についても必ずご記入ください。

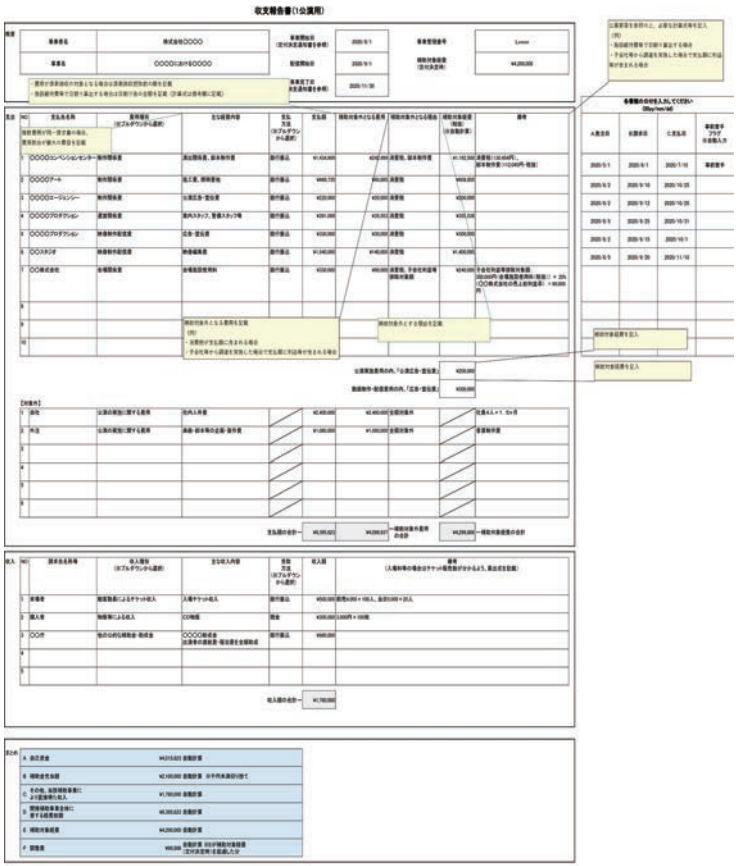

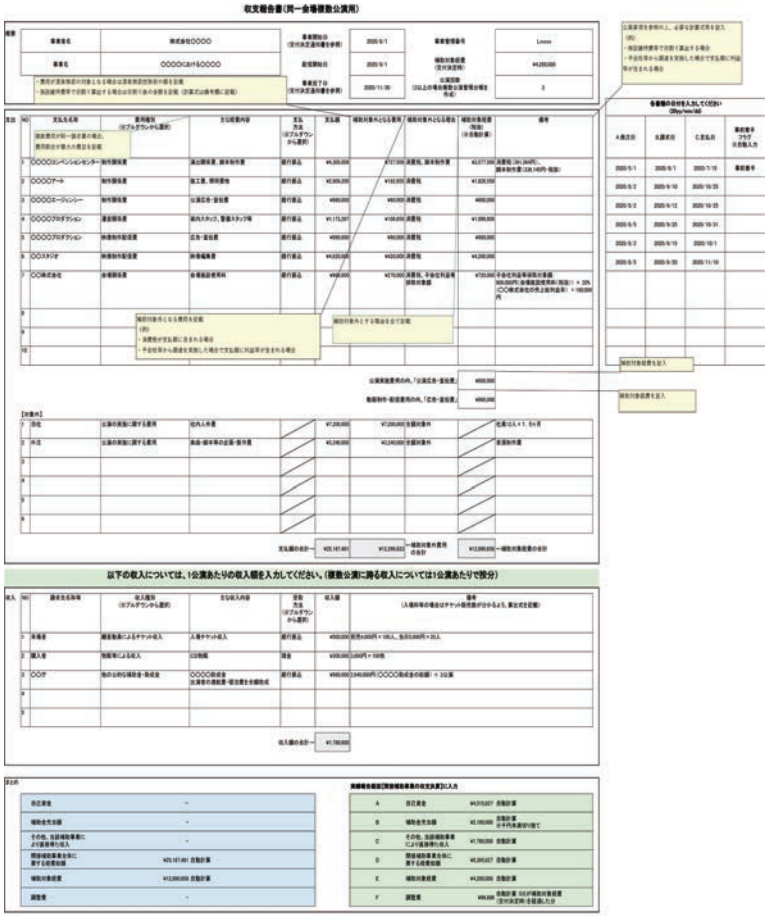

特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、複数の申請について動画を制作・配信したとみなされる場合（公募要項 9 ページ参照）や、複数の会場の公演の収録映像を組み合わせた動画または特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって複数の申請について動画を制作・配信したとみなされる場合（公募要項 9 ページ参照）、以下の通り、関連する案件番号のリストを提出ください。

※同一プロモーション動画を複数の案件に使用している場合は、実績報告画面から Excel ファイル（「関連案件管理シート」）をダウンロードのうえ、該当する案件番号を記載頂き、実績報告画面に添付してください。

事業者名	株式会社○○○○
事業名	○○○○における○○○○
案件番号	Lxxxxx

1. 当案件のプロモーション動画を他の採択案件にも適用している場合、該当する案件番号を記載下さい。

No	案件番号
1	Lxxxxx
2	Lxxxxx
3	Lxxxxx

税理士･公認会計士確認書について、専門家による確認が完了したことを示す確認書を記載していただき、提出ください。

記入例

令和２年　９月　１日

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長　松谷　孝征　殿

公認会計士・税理士　税理士
氏名　税務　太郎
登録番号　１２３４５６
連絡先電話番号　XX－XXXX－XXXX
所属事務所等名　〇〇会計事務所

令和２年度「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」に係る収支報告書及び証憑類について、補助金公募要項を参照の上、下記のとおり確認しました。

記

１．確認した交付決定案件

間接補助事業者名　株式会社〇〇〇〇
案件番号　L１XXXXXX

２．確認内容

☑ 公募要項において提出が求められている証憑類が添付されていること

☑ 収支報告書と証憑類の日付・金額が整合していること

☑ 収支報告書及び証憑類の日付は公募要項において認められた期間内であること

３．特記事項

該当なし

以上

確認書は、「確定検査」において求められているものです。
専門家による確認要領については、「確定検査における税理士・公認会計士向けガイドライン」を参照ください。

支払は銀行振込を原則とし、その事実を証明できる証憑類（銀行振込受領書や通帳等）を保管・整理してください。また、現金・クレジットカード・小切手または手形で支払う場合にも、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。

この補助金では、支払自体が適切な手段で確実に行われたことを記録するため、銀行振込を原則としています。

銀行振込の場合

通帳の場合

通帳の表紙および該当ページを pdf で添付ください。

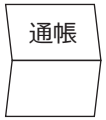

ATM 等での送金手続の場合

銀行振込受領書や ATM から発行される送金レシート等を保管ください．
※口座からの振込であれば左記記載の通帳の基準に準じてください。

通帳がないオンラインバンキング等の場合

通帳がないオンライン専用口座等の場合は、当該経費の部分を pdf で添付ください。月次送金等で帳票が数枚に及ぶ場合は、表紙と該当ページを抽出して整理して下さい。

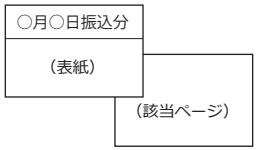

現金の場合

領収証かレシートを証憑としてください。
宛名が事業者と異なっていたり、記載された品名が補助を受ける経費と異なるものは支払できませんのでご注意ください。

高額等、現金支払として不自然なものには追加で証憑を求めます。

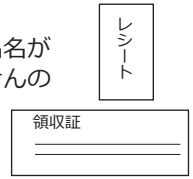

クレジットカードの場合（領収証がない場合）

オンライン決済や一部のサービス等、クレジットカードを使用した際に領収証等が発行されない場合は、クレジットカード会社が発行する利用明細 (請求明細) の該当部分を証憑として整理してください。

※クレジットカードを使用した場合でも、領収証やレシートがある場合は、左記記載の「現金の場合」の領収証・レシートの基準に準じてください。

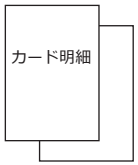

小切手または支払手形の場合

振り出した証明ではなく、支払った証明が必要です

つまり手形の場合は、支払期日に当座から引き落とされた証明が必要であり、小切手の場合は、支払先が現金化し当座から引き落とされた証明が必要です。

回し手形は認められません

つまり、手形の場合は、事業者自身が振り出した手形のみ有効です。

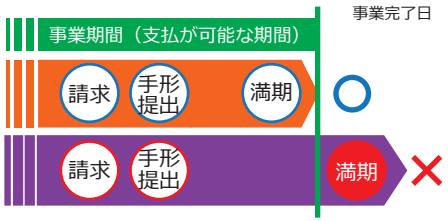

手形の支払期日（満期日）が事業完了日前でなければならないので十分ご注意ください。

60　確定検査

プレイガイドへ支払ったチケット販売手数料等については、プレイガイドが発行した「精算明細書」が請求と支払に関する証拠書類となります。
なお、プレイガイドへチケット販売を委託する際に確認した販売手数料率等の取り決めに関する書類（契約書、提案書類、メール等）は発注に関する証憑となりますので、口頭でのやりとりではなく、必ず履歴の残る方法でやりとりし、必要になった際には提出できるよう保管してください。

＜精算明細書サンプル＞

精　算　明　細　書

2020/10/2
（株）チケット◇◇◇◇

〒XXX-XXXX
中央区築地4-1-1
株式会社○○○○　　△△ 様

【精算内訳】

販売額合計	39,000 円
手数料総額	3,120 円

興行・公演
THE J-LODS

その他相殺	1)チケット用紙代	6枚 X	10 円 X	外税	10%=	66 円
	2)途中発券用紙代	枚 X	円 X	外税	%=	円
	3)残券発券用紙代	枚 X	円 X	外税	%=	円
	4)発券代行費用	枚 X	円 X	外税	%=	円

会場名　YYYホール
公演日　2020/9/25（金）

振込先銀行　ZZZZZZ銀行　　発売日　2020/6/6（土）
支店　ZZZZ支店　　支払日　2020/10/15（木）
種別　普通
口座番号　1111-222-1234567　　精算区分　興行終了後自動精算
口座名義人　カ）○○○○○○○　　仕入形態　委託

【明細内訳】　支払金額（販売額合計-手数料総額-その他相殺額合計）　35,814 円

席種	販売区分・受付名称	席数（販売件数）	販売単価	販売額	手数料額	手数料率%	手数料総額
全席指定	チケット・アクセス先着受付	4	6,500	26,000		8.00	2,080
	＜特別限定＞チケット・アクセス先着受付	2	6,500	13,000		8.00	1,040
	席種合計	6		39,000			3,120
販売合計		6		39,000			3,120

対象となる費用が取得財産となる場合、（様式 11）取得財産管理台帳を提出ください。
また、取得財産として報告したものを処分する場合、（様式 12）財産処分承認申請書を提出ください。

（様式１１）取得財産管理台帳

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	助成率	備考
				円	円					

（注１）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２０条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。
（注２）財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
（注３）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
（注４）取得年月日は、検収年月日を記載すること。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

（様式１２）財産処分承認申請書

番　　号
年　　月　　日

特定非営利活動法人映像産業振興機構　理事長　殿

申請者　住所
氏名　　法人の名称
及び代表者の役職・氏名　　印

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金財産処分承認申請書

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第２０条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分の内容

(1) 処分する財産名等（別紙）　※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。）

２．処分理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

事業の実施内容が、事業計画（計画変更された内容を含む）と著しく異なる場合、確定検査時に外部審査委員会によって補助金が減額されることがあります。

以下の場合は補助金の支払いを受けた後であっても交付決定が取り消されます。

①事業者が、法令または交付規程に基づく事務局の処分もしくは指示に違反した場合。
②事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
③事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
④事業者が、「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」に基づく誓約事項に違反した場合。

すでに補助金を受け取っている事業が、これらの理由で交付決定を取り消された場合、事務局が定める納付期限までに補助金を返還いただきます。この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。

補助を受けた事業は公表されます

①経済産業省が運用する「gbizINFO」で、補助を受けた事実が公表されます。詳しくは、下記URLをご参照ください。
https://info.gbiz.go.jp/
②事業の成果は、政府資料、事務局のWEBサイト等で公開する場合があります。なお、公開する内容は事務局から事前確認します。

効果測定にご協力いただきます

補助金の効果測定および国の政策に関する情報収集のため、事務局が求める場合には、動画配信の状況（PV数、展開先の国・地域、メディアの活用状況等）等に関するアンケートやヒアリングに協力いただく必要があります。

書類は５年間保管してください

補助金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類および領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後５年間保管する必要があります。
また、プロモーション動画および感染予防対策の証憑となる動画についても、DVDやUSB等で5年間保管する必要があります。

J-LODlive コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

補助金公募要項

発行 Visual Industry Promotion Organization
特定非営利活動法人 映像産業振興機構